

より機能する弁護士会を目指して

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

会名変更記念式典及び
新理事者就任披露懇親会のご案内
日時 平成28年4月1日(金) 午後6時より
場所 ホテルニューグランド3階「ペリー来航の間」



横浜弁護士会は
2016年4月1日
「神奈川県弁護士会」
になります。

山ゆり

自分の住んでいる地域の情報でも、実は詳しく知らないことは多くある▼ふと気になって「神奈川県」に関する情報を少し調べてみた。横浜開港に伴い1859年に設置された「神奈川県」が県名の由来であるという。神奈川県は、かつて「横浜裁判所」「神奈川県裁判所」「神奈川県」と名を変え、1868年9月「神奈川県」に改称された。ちなみに当時の「裁判所」は行政機関なども含めた概念で、神奈川県における今日的な意味での司法裁判所は、1872年に県庁内に置かれたことに始まり、当初の名称は「神奈川県裁判所」だった▼県内には、横浜・川崎・相模原の3つの政令指定都市があり、その数は日本最多。昨年9月時点での県の総人口は900万人を超え、全国2位の大所帯だ。県の花は、当「コラム」名でもある「ヤマユリ」で、その花言葉は「全善・全徳」。身の引き締まる思いがする▼自然も豊かな。箱根、丹沢山地など、県土面積の約23%が自然公園に指定され、希少種が多く生息する▼多様な文化と自然を有する神奈川の県民であることに、改めて誇りをもちたい。2016年4月、横浜弁護士会は「神奈川県弁護士会」になります。

(新倉 武)

平成28年度の当会理事者に、①新理事者として一言、②略歴、③趣味等、について語ってもらった。

次期会長

三浦 修
(41期)

①平成28年度「神奈川県弁護士会」会長を務めさせていただくことになりました。「横浜弁護士会」から「神奈川県弁護士会」へと名称が変更された後の初代会長に就任させていただくことの重みを十分に自覚して、1年間全力を尽くす所存でありますので、どうぞよろしくお願い致します。

現在、会員の皆様も十分に認識されているとおり、弁護士と弁護士会を取り巻く状況は厳しいものがあります。多くの課題がありますが、私が特に重要と考えている課題は「若手弁護士支援」と「女性弁護士支援」です。若手弁護士が自立した

弁護士として、また、女性弁護士が、職業生活と家庭生活を両立させながら、その個性と能力を十分に発揮できるようサポートをすることを目標に、各会員の英知を結集していきたいと考えています。

この他にも多種多様な課題がありますが、会員各位の関心の高い課題について、委員会活動だけでなく、積極的に提案し、解決に向けた活動ができる仕組みを考えたいと思っています。各会員が自律的に活動しやすい弁護士会にすること

で、より「機能する」弁護士会になれると考えています。

②横浜生まれ。早稲田大学卒業。平成元年横浜弁護士会登録。吉川晋平先生の事務所で3年間お世話になった後、飯田直久先生と一緒に飯田・三浦法律事務所を設立、その後平成9年6月に岡部光平先生と一緒に、3

人で日本大通り法律事務所を設立して現在に至っています。

③趣味は、野球・囲碁・麻雀等です。中でも、野球については、当会野球部の監督を2期7年務めました。平成22年に全国大会で優勝し、ナゴヤドームで当時の中日の落合監督より早く胸上げされたのが自慢です。

次期副会長

高橋健一郎
(49期)

等学校、早稲田大学法学部卒業。平成9年当会登録。今日に至っています。

③趣味等と言えませんが、あちこちに行ってみることは好きですので、会務の合間に行けるところがあればなどと思っています。

①名が体を表すことになった「神奈川県弁護士会」が、弁護士会のあり方は、より一層県民にも会員にも魅力あり誇れるものとなるよう、微力ながら他の理事者と

力を合わせ会務に邁進する所存です。

②北海道帯広市生まれ。明治大学法学部卒業。修習地が横浜となる縁、また伝統ある野球部との縁もいたって、「野球部」で清水規廣先生に拾われ、平成12年に当会に入会。3年で帯広に戻る予定が気付いたら副会長。人生は分かりません。

③一番の趣味は外出？でしょうか。町歩きや長距離ドライブ、キャンプ、スポーツもどき等外遊が好きで、休日も一日中家にいるということはありません。安心して下さいー家にいられないわけではありません。

①次期理事者ということになり、大変なことになったというのが本音です。しかし、このような機会をいただけるのは光栄なことですので、5年間在籍した当会財務室での経験も活かして、お役に立てるようベストを尽くしたいと思っています。

②鎌倉市で生まれ育ち、湘南高校、慶応大学法学部法律学科卒業、同大学院修士課程(民事法学専攻)修了です。横浜で修習し、立川正雄先生の勤務弁護士を経て、平成17年に独立開業しました。

③小学時代から一貫してサッカーをしており、最近なかなか参加できないものの当会サッカー部でも活動。韓国の京畿中央地方辯護士会との交流をきっかけに、数年前から少しだけですが韓国語を始めてみたりしています。

①神奈川県弁護士会へと会名が変更されるという節目に副会長への就任という貴重な機会をいただきましたことに感謝し、職務に邁進したいと考えています。会名変更を起爆剤として、会内における垣根を取り払って弁護士会の一体性を高めるとともに、個々の弁護士の活躍の場を広げていきたいと考えています。

②生まれこそ京都ですが、高校卒業までほぼ鹿児島で育ちました。京都大学卒業後、平成17年10月に当会に登録して川崎総合法律事務所に入所し、同23年3月に独立して川崎パシフィック法律事務所を開所しました。

③将棋(アマ五段)、麻雀とお酒です。

人権シンポ in かながわ

2016

手を取り合うことの大切さ、再認識

第20回 横浜弁護士会人権賞

濱田八重子氏と
「神奈川県原爆被災者の会」が受賞

濱田八重子氏は、中区海岸通で北欧料理店を経営しながら、昭和63年から知的障がい者施設「愛の森学園」を開設し、自立支援を行ってきた。

濱田氏は、かつて日本には知的障がい者の自立支援施設がなく、障がいを持つ5歳の子どもをデンマークに預けて日本に帰国せざるを得なかったことから、私財を投じて社会福祉法人愛の森を設立し、「愛の森学園」を開所した。

「神奈川県原爆被災者の会」は、広島と長崎の原爆投下やビキニの原水爆による被爆者のうち、神奈川県内の被爆者を会員として、昭和41年1月に結成された。

同会は、被爆者の福祉増進を目指すとともに、被爆者が原爆の恐ろしさや平和の尊さを伝える「語り部活動」、原爆被害の実態を伝える「原爆と人間展」の開催など、核兵器廃絶と平和を目指す各種運動をおこなっている。

贈呈式で受賞挨拶に立った濱田八重子氏は、多くの方の力添えで今までやってることができた、と感謝を述べた。

また、中村雄子氏は、戦後、被爆者がまったく顧みられなかった時代から現在まで地道な活動を続け、「人権」と名前の付く賞をもらえるまでになったことに大変感激していると述べた。

*横浜弁護士会人権賞とは

神奈川県内で人権擁護の分野で優れた活動をした個人、団体を表彰し、人権擁護の輪を広げ、人権の発展と定着に寄与する目的で、平成8年に創設された。米軍ファントム機墜落事故の訴訟弁護団からの寄付金を基に平成4年に設立された人権救済基金から支出される。

1月30日、当会会館にて、人権シンポ in かながわ2016が開催された。

消費者問題ミニシンポ
「ストップ！迷惑勧誘」

迷惑勧誘による被害が後を絶たない。消費者問題対策委員会では、被害の現状及びこれから採り

うる対策について研究し、広く周知するため、ミニシンポを開催した。まず、県内における迷

パネルディスカッションの様子

感動被害の実態について、当委員会の松岡泰樹会員が県の統計資料に基づいて報告した。次に、この分野の第一人者である日弁連消費者問題対策委員会委員の葉袋真司弁護士が講演があった。講演では、昨年5月に消費者

庁が公表した調査によれば、96%以上の消費者が訪問販売・電話勧誘を「全く受けたくない」と答えたことや、勧誘を入口段階で規制する方策として、世界各国のDo-Not-Call・Do-Not-Knock制度、及び全国の訪問販売お断りステッカーの情報等の紹介があった。講演の後、葉袋弁護士、相模原市消費生活センター消費生活相談員の田浦道子氏、二宮町社会福祉協議会地域包括支援センター職員・社会福祉士の松本裕太氏、当委員会の小谷馨会員をパネリストとしてパネルディスカッションを行った。西村誠会員、植月沙知会員がコーディネーターを務めた。田浦氏と松本氏からは、高齢者や認知症の方が被害に遭っているという状況や現場から見ると規制の必要性について意

義深い話があった。小谷会員は弁護士としての活動を紹介した。葉袋弁護士からは「現行法でもいろいろできることがある。弁護士会が見守りネットワークの構築を呼びかけて欲しい。他県では

積極的に行っているの、神奈川県もぜひ行っでほしい」として、当会に対する叱咤激励を含んだ言葉があり、参加者一同決意を新たにしていた。(会員 伊藤 正篤)

映画上映会

監督「首相官邸の前で」

午後からは、人権擁護委員会・憲法問題対策本部の共催による、映画「首相官邸の前で」(小熊英二監督)の上映会が行われた。同映画は、福島第一原発事故後、脱原発を訴えて原発政策に抗議する人々の姿を記録したドキュメンタリー作品である。

ミサオ・レッドウルフ氏

作品は、平成24年6月に記録された首相官邸前における抗議活動の映像に始まり、そこから時間を震災直後に巻き戻し、脱原発と民主主義を求める市民運動が高まっていた経緯を、無償提供された自主撮影映像や運動参加者へのインタビュー映像をもとにして丁寧に追いかけている。

上映後、同作品の出演者で、首都圏反原発連合のメンバーであるミサオ・レッドウルフ氏による「民主主義ってなんだ」というテーマでのトークイベントが開催された。ミサオ氏は、民主主義が「未だ成らざるもの」であり、その実現のためには、一人でも多くの人たちが、自らが主権者であることや、憲法で認められた人権を活かすという自覚を持つことが大切

新潮新書刊

清永聡著

戦犯を救えーBC級「横浜裁判」秘録ー

書評

であるとの見解を語った。用意された110席は、トークの最後では、会議によって意思決定を行ふことの重要性を示し、首都圏反原発連合について、顔を合わせて皆で決めたことからこれまで活動が続いてきたのだと振り返った。視聴していた。

この本の著者は、NHK社会部記者である。10数年前、NHK横浜放送局に赴任した著者は、当会のBC級戦犯裁判調査研究特別委員会の活動を知る。「委員会の熱心な取り組みに刺激を受け」、自らも取材を始めたが、やがて、「取材の中心は、弁護士を始めとする横浜裁判を支えた人々になっていった。彼らが懸命に守ろうとしたのは、被告であると同時に、戦犯裁判における『法の支配』だったと、気づいたからだ」という(「あとがき」)。

「ハマの弁護士たち」は、黙々と弁護を引き受けたが、起訴件数が一挙に増えた昭和22年1月には、臨時総会を開催して「全会員の義務として戦犯弁護を行う」との決議を挙げた。著者は、占領軍によって裁判所を追い出された彼らが、決議まで行って戦犯の弁護を続けようとしたのはなぜか、と問う。詳しくは本書をお読みいただきたいが、弁護士たちが守ろうとしたのは「法の支配」だったと言いつける点は鋭い。あえて、戦後70年の節目の年に本書を出版した著者の今日的な問題意識を知ることができる。

(会員 間部 俊明)



会名変更記念特集第3弾

歴代会長座談会

平成28年1月8日

当会会長を務めた先輩達が語る

平成4年度会長 小林 嗣政
平成6年度会長 横溝 正子
平成8年度会長 山下 光
平成10年度会長 井上 嘉久
平成14年度会長 池田 忠正
(司会・現会長 竹森 裕子)

竹森：皆様、お集まりいただき、ありがとうございます。
1880年(明治13年)に「横浜代言人組合」として、新たな門出に

あたり、会長経験者である皆様、本年4月1日から「神奈川県弁護士会」と会名を変更いたします。

という名からスタートした当会も、本年4月1日から「神奈川県弁護士会」と会名を変更いたします。

竹森：皆様、お集まりいただき、ありがとうございます。

横浜弁護士会と共に歩んだ足跡を顧みて

小林：平成4年度会長の小林嗣政です。

この歳になると思い出があり過ぎて困ってしまうんですが(笑)、あえて絞れば、私の代で「会員集会」を創設したこと

私の会長就任時、世はPKOで揺れており、会長声明を出すべきだとの議案が常議員会に出たんです。しかし、これは当

会内でも意見対立が激しかったから、少人数で決めるべきでないと思っ

た。そこで、皆がより自由に意見を出し合える場として、新たに「会員集会」を作った。

当日は、多くの参加者による白熱した討論の場となり、「これはやつてよかったなあ…」と思

いました。会員集会はその後引き継がれて現在に至っておりますが、大規模会になればこそ、若い人に

席を向けてもらうための場として、存在意義を増していると思いま

す。さて、会長としての苦労や成果については、会長就任時期の古い順にお話

面における地域のオピニオンリーダーたるべし」を信条としますが、人権と政治問題はま

ま絡んでくるので、高度な政治問題に関わる人権について会長声明を出すことは非

常に難しく、いまだに心の負担として残っています。これからも掘り下げて

横溝：平成6年度会長の横溝正子です。

実は私、発足から数えて115年目にして当会初の、そして関弁連管内としても初の女性会長と

いうことで、就任後いきなり取材陣に取り囲まれて、とにかく最初の思

い出は「面食らった」と(笑)。そんなスタートでしたが、思い出深い活動と言

えば、会と自治体との連携強化のために行った、当時の神奈川県下38の全

自治体に対する「自治体訪問」ですね。途中で副会長から「全部回るん

いの方が参列される葬儀だったから、大変に重たい仕事で、あの時の

気持は今でもよく思い出されますね。現在も相談センターとして機能して

井上：平成10年度会長の井上嘉久です。

会長就任前で思い出深いのは、昭和57年の「人権大会」です。

実はこれに過激派が来るという噂があつて、僕は当時90何キロの巨漢

だったので、机に手を突っ張って体を支えてない

と椅子から転落しちゃうんですよ(笑)、それで夜9時まで私は中腰で議

事進行を：(一同爆笑)。とにかく「公平に」ってことだけ必死で考

えたけど、元々肉体派だった私にとっても経験のない試練でしたね(笑)。

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

私は、正にその坂本先生の葬儀を任されまして、2万5000人くら

山田：平成8年度会長の山田光です。

も「分野ごとに是非々々で」を信条としてきたのですが、当時は共産党盗聴事件の影響もあって警察監視の会内世論は強く理解を得るのに苦労しました。

さて、会長就任後ですが、私は小田原支部からの初の会長でもあり、就任前から「会名変更」を公約として掲げていました。

ところが、その前に会費値上げの問題が立ち上がったんです。

会名変更を諮る前に会費値上げを諮るなんて、そんな総会、誰だって開けないでしょ（笑）。だから、値上げ回避の方策を必死で考えました。

そしたら出て来たんですよ、埋蔵金。それは、法律相談センター経由の会員受任事件の弁護士報酬1割の納付義務で、その多くが未納のまま放置されていた。そこで、これを徹底的に洗った結果、値上げが回避できて余剰も出たんです。

おかげで弁護士会職員への残業代も払えて、会職員との関係改善につながりました。

これからの神奈川県弁護士会と会員達へ

小林：今後の課題として話したいのは、「弁護士会と会員との関係、在り方」についてです。

例えば、いま少し出ましたが、会の会員に対する監督責任という問題。実は平成7年に、当会が市民に訴えられたこと

がり、翌年度の相模原支部会館の設置と県西支部会館の新設移転にもつながりました。

それと、私はおそらく当会で会員の除名を告知した戦後初の会長だと思います。これも個人的には辛い体験でしたが、マスコミや世間からは「なぜ弁護士会がこのような事態を放置していたのだ」という世論が出る訳で、それやむを得ないのです。

そこで、会としての被害拡大防止体制を構築すべきと考えて、会員が懲戒手続に入った段階で、本人の弁明も聞き、一定要件の下で「事前公表」をする会規を作りました。

竹森：既に予定時間の半分以上が過ぎてしまいましたが（笑）。残る3つのテーマは「③最近の横浜弁護士会について思うこと」「④将来の神奈川県弁護士会に望むこと」「⑤若手会員に贈る言葉」ですが、ひとまとめで、もう一度小林先生から順番にお話を頂戴します。

横溝：まず今後の取組みとして、川崎支部で労働審判を扱えるよう会をあげて働きかけて欲しいです。労働者の町である川崎で労働審判を扱えるようにすることは、急務だと思います。

私の会長時にも業務停止の懲戒事案が発生しており、今小林先生が言われたことは、私も大変重要だと思っています。

弁護士は各々が独立の存在で、また弁護士会も他から監督を受けない独立の存在であるけれど、それは我々自身の中に適正な自浄作用が在ると信

が認められました。

この訴訟で、私達は協議を重ねて論点を整理したのですが、出された判決文では、こうした我々の主張を全面的に引用してくれました。これは判例時報にも掲載されており、この問題を考える際の一つの参考文献たり得ると思いますから、読んでいただきたいと思いますね。（判時1609号・135頁）

昨年の臨時総会で会の会員に対する監督も強化されたから、なおのこと、監督義務の不履行という理由の下に会が責任追及される可能性が高まります。

だから、会は会員をどの程度監督し、会員はそれにとの程度従わねばならないのかといった問題は、今後かなり真剣に考えておく必要があると思います。

横溝：まず今後の取組みとして、川崎支部で労働審判を扱えるよう会をあげて働きかけて欲しいです。労働者の町である川崎で労働審判を扱えるようにすることは、急務だと思います。

私の会長時にも業務停止の懲戒事案が発生しており、今小林先生が言われたことは、私も大変重要だと思っています。

弁護士は各々が独立の存在で、また弁護士会も他から監督を受けない独立の存在であるけれど、それは我々自身の中に適正な自浄作用が在ると信

頼されているがゆえでしょう。

だから、会には会員が誤った方向に行かないように導く責務はあると思うけれど、会と会員は上命下服でなく、会員を統制するわけではないので、結局のところ、「各々の弁護士が、弁護士として在るべき姿を自己の行為規範となし得ているのか」「その行為規範をどうやって保持させるのか」という問題が重要になってくると思います。

私は研修所の民衆教官に「弁護士になっても野にある裁判官たれ」と言われたことが忘れられません。いかに依頼者のためであっても言いなりになるのではなく、正義、公平、人権、法の精神を遵守せよ、と。

しかし現状は、弁護士を利用し我欲を全うしようとする者に対し、「ノー」と言えない弁護士が増えてはいないでしょうか。

かつて会員同士の顔が見える時代にあっては、仲間内でのコミュニケーションを通じて、サポートもし合うがチェックもし合い、それが自浄作用ともなっていたと思います。つまり、老いも若きも「我々は皆同じ弁護士なんだぞ」という「繋がり」「共同意識」が、各々の弁護士を「在るべき姿」へと歩ませる道標となっていたと思います。

だから、そのような繋がり構築するための、会員同士のコミュニケー

ションの場を作ること重要ですよ。それは制度に頼るばかりでなく、例えば会館控室がサロンの機能をもち、そこへ行けば誰かが居て、ざっくばらんにどんな相談にも乗ってくれる、情報も得られる。そんな場があれば、目に見えない大きな力になるのではないのでしょうか。

山下：僕は最近の当会会員の活躍ぶりは凄いと思ってる反面、権力を恐れずガンガンやらにやならん場合などでは、最近の若い人をちょっとひ弱に感じていて、サラリーマン化してきたと言うか、会員の質の変化を感じます。

しかし、その背景には、即独者増加等の事情もある。そうであれば、会には、会員がメンタル面から経営面に至るまで幅広く気軽に相談できる窓口が求められてくる、と思う。

最後に、ちよつとずれるけど、今後の日本社会の変質に伴う、弁護士及び会の役割について触れさせて下さい。

今後40～50年で日本の人口が激減し超高齢化が進展すれば、多くの稼働

人口が海外から流入して異文化との衝突も増える。そこに既に現実化している国家的財政難が加われば、社会は弱者の切り捨てに向かうだろう。

そのとき、我々弁護士こそがセイフティネットの担い手となる、そんな時代が来ると思う。

もうその頃には僕らは使い物にならなくなっているから（笑）、これから若い人達には、国民、県民の要請と需要を敏感に感知しつつ、柔軟適切な対応を通じて、来たるべき時代の重要な担い手となってもらいたいものです。

井上：弁護士業界は、緩やかな同質社会から過酷な競争社会へ変質しているが、それに伴い、弁護士皆が等しく持つべき矜持や品格が危機に瀕してはいまいか、僕はそこを危惧します。

弁護士は「人権の擁護と社会正義の実

現」です。1人1人がこれを忘れて理想と矜持を失えば、弁護士は社会的な信を失って軽んじられた職業に墮し、再び字義通りの「代言人」に逆戻りしてしまう。

若い人達には、これから多くの苦労があると思うけれども、その荒波の中にあっても、弁護士の原点を胸に抱きその矜持があればこそ社会から信頼されるのであって、他の職業と違い収益を目的としないという基本軸を、絶対に忘れないで欲しい。

我々の仕事は、信用が固まって初めて経済的基盤が固まる。つまり個々の事件を誠実に処理し、公益的活動も厭わず、誇りを持てる仕事を通じて弁護士としての矜持が保たれ、信用が形成され、最後に利益が付いてくる。これを肝に銘ずべき。

私は登録5年目の頃、遺産分割で相続人1人を見落とす大失敗をした。恥ずかしながら、私は失敗を糊塗しようかと考えたが、ご指導頂いていた大先輩の榎本勝則先生が「関係者全員にお前のミスを正直に話せ」と言ってくれた。こうした助言があったからこそ、何とか無事に弁護士を続けてこられたのです。

行き詰まった時に、相談し、助言を得られる先輩や仲間が、この仕事には不可欠です。若い会員が弁護士としての矜持を持てるように、先輩として後輩を導き、会として

会員を導く。これからの弁護士会にはそういう役割もあると、僕は思っています。

池田：これからは、会として何か試みるなら「まず支部から」という発想も持つて下さい。例えば、今話に出た「先輩からの指導体制」なんかは、まだ辛うじて顔が見える支部から取り組むに適しています。

それと、若い人はもつと会務をやるべきです。会務を通じて顔が見える関係が広がり、相談し助言を得る機会も増えます。

それから、弁護士の「矜持」は大事だけれど、「ステータス」なんてものは、若いうちには無くていいんですよ（笑）。

私も貧しい思いをしてきたけれど、誠実に仕事をしていくことで、徐々にそれ相應のステータスになっていくものです。

要するに、皆さん「身の丈に合った暮らし」をしましょうよ！（笑）。

「弁護士なら豪華な暮らしを」なんて話はそれ自体幻想であって、そんな時代はもう来ません！（笑）

それよりも弁護士としての正義を胸に地道に頑張りましょう！

さて、4月1日から「神奈川県弁護士会」になりますが、4月、5月はこれを県下にアピールし浸透させるための絶好のチャンスだから、出来る手段を総活用して徹底的に宣伝しましょう。

そして、私は支部出身だからあえて言いますが、この会名変更を一つの契機として、会長はじめ当会の皆が、支部を含めて「県全域のために」という意識を改めて持つていただきたいと思います。

横溝：神奈川県は、首都圏としての利便性を有しながら豊かな自然の中で、かなりの比率で農業、林業、漁業を営む県民を擁する、全国的にも稀有な県です。

これからの神奈川県弁護士会が、そういう背景を十分に活かした、素敵な会になって欲しいですね。

竹森：では本日の総括で、池田先生一句お詠みいただけますか？（笑）

池田：え？詠むの？それ前もって言つてよ！（笑）

横溝：この人の俳句って、いいの多いけど「あれれ？」つてもあるのよね…（笑）。勿論、秀作の方が多いけど、締切までにいいのをひねってくれることを期待しましょう！

【後記】後日、池田会員から一句いただきました。

『名に叶ふ 花へ育てむ福寿草 忠山』

理事者室

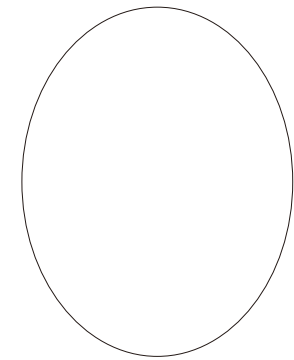
だより

任期を終えるにあたって

副会長 妹尾 孝之

行部に名を連ねることになったが、裏方では総会後も会名変更の準備のための膨大な事務が続いている。

個人的には、予想外の出来事でスタートダッシュに失敗し、体勢を十分立て直せないままゴールまで来てしまった感がある。ただ、新たなことに取り組むことはできなかったけれども、「横



いよいよ今期最後の理事者室だよりとなった。

5月の通常総会に会名変更が提案されたことにより、図らずも「横浜弁護士会」最後の執

年で、弁護士が会としてまとまって行動すること、まだまだできることはあると感じた。弁護士という職業に対する誇りを改めて確認する機会も、度々あった。1500名を超える大規模会となった現在、会全体を見渡すことは難しくなってきたかもしれないが、だからこそ、個々の会員が会全体のために何ができるかを考えることが重要になっていると思う。

4月からは新たな「神奈川県弁護士会」としての歴史が始まる。多くの会員に望まれて誕生した「神奈川県弁護士会」に、会員全員の力が集まることを願っている。

15年を数える記者生活の大半を、夜空を見上げ、警察官の帰宅待ちに費やしてきた。

司法は一昨年秋、アラフォーで初めて担当になった。京都での5年間の大学生活も、今ほど懸命にノートを取った記憶はない。長丁場の審理の翌朝は、手先にしびれが残るほどだ。

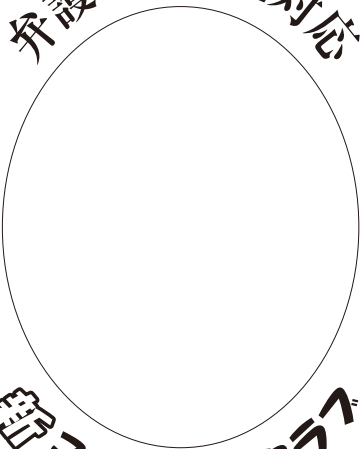
ただ刑事裁判の報道は初公判、論告求刑と弁論、判決と相場が決まっている。段々と窮屈に思えてきた。そこで厚木市内のアパートで5歳児の白骨遺体が見つかり、父親が殺人罪などに問われた裁判員裁判では、全審理を実験的に報じてみた。父親が説明を二

転三転させる姿など、法廷の空気においを生々しく伝え

たかった。父親の言葉や判決文を何度読み直しても腑に落

た。実験の成否は各読者に委ねるが、残念ながら主任弁護士サイドの記事を十分に書けな

弁護士の報道対応



皆さんから記者クラブ

ちない虐待に至る動機など、私と同僚の思いを判決翌日から計8回の傍聴後記につづつ

かった。全面的に主張が退けられた判決後、主任弁護士は関内駅方面へと走り続け、あ

きれ顔の記者たちは追跡をやめた。最終弁論でも、弁護士は初公判と主張を変えたように、報道陣から趣旨を尋ねられたが、「ノーコメント」と繰り返した。

むろん弁護士が取材に応じる義務はない。今回の事案で言えば、虐待防止のヒントや道筋を探る上で、分かりにくい被告の供述を補足したり、判決内容に課題提起したりする必要はなかったのか。

刑事弁護活動での報道対応についてご一考いただければ幸いだ。

(毎日新聞横浜支局

松浦 吉剛)

横浜法曹テニスクラブ初打会 新人会員 随時 募集中!

1月17日、杉田ゴルフ場テニスコートにて毎年恒例の横浜法曹テニスクラブ初打会が開催された。今回の初打会には、当会会員や他会所属弁護士等、総勢44名が参加した。初打会は、レベルに応じてA・B・Cのクラスに分かれ、ダブルスの予選リーグ、決勝トーナメント方式で行われた(Cクラスはリーグ戦のみ)。

当日は、あいにくの寒空であったが、寒さに負けず数々の熱戦が繰り広げられた。Aクラスは、田中康晃会員・五十嵐崇仁弁護士(一弁)のペアが、決勝で加藤尚敬会員・井原淳弁護士(二弁)の元慶應体育会ペアを打ち破り、優勝した。

田中会員・五十嵐弁護士・加藤会員のいずれもが優勝経験者であり、ハイレベルな戦いが行われた。Bクラスは、飯田直久会員・大川宏之会員のペアが、決勝で中西和幸弁護士(一弁)・川村健二会員のペアを破り、優勝した。

負傷中であるが本来はAクラスの大川会員が地力を見せ、飯田会員がベテランらしい要所を締めるプレーをして試合を決めた。Cクラスは、佐藤武晴会員・沖崎遼会員のペアが他を寄せ付けずに優勝した。佐藤会員が半年ぶりとは思えぬ安定したプレーを見せ、沖崎会員がしっかりチャンスボールを決めた。

その後、クラブハウスにて懇親会が行われ、優勝者へ「豪華な」賞品が授与された。和気藹々とお互いの健闘を称え合い、親交を深めた。なお、筆者は山本紘太郎会員と組んでAクラス

に出場したが、いいところなしで敗退してしまつたので、来年のリベンジを誓った。ただ、お互い寒いのは嫌いである。当クラブは随時新入会員を募集中である。試合のほかに練習会も定期的に開催しているの

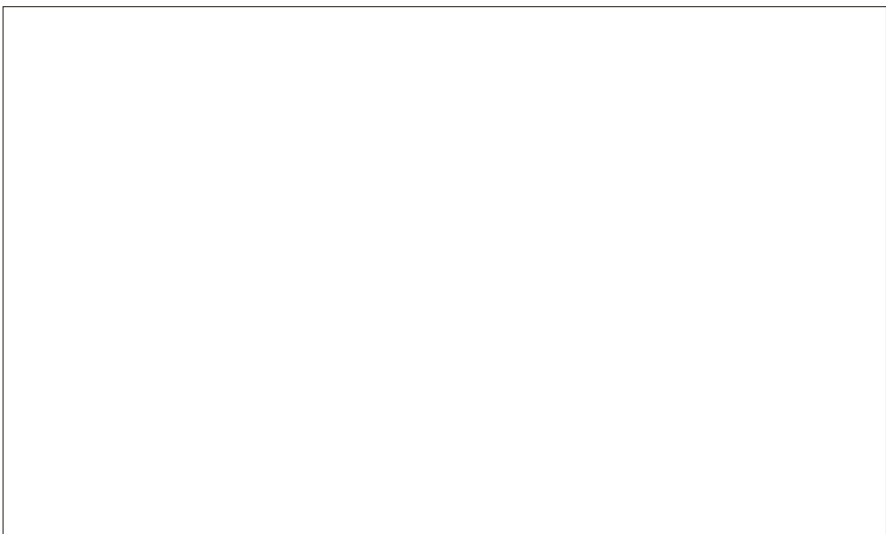
で、初心者でも興味のあ

る方は是非気軽にご参加ください。

(会員 榊 研司)

沖崎・佐藤、田中・五十嵐、飯田・大川の各優勝ペア

かなパブ最前線 北條弁護士・石川会員が語る! かなパブでの6年間 (続編)



思い出を語り合う北條弁護士(左)と石川会員

昨年12月号に掲載した、かながわパブリック法律事務所OBの北條将人弁護士(熊本県弁護士会)と石川裕一会員の対談。本号ではその続編をお届けする。

北條(以下「北」)

石川さんはかなパブで良かったこと、大変だったことは?

石川(以下「石」)

良かったことは、まずは6年間乗り切つて、バトンタッチできたことかな。新人弁護士を養成して弁護士不足地域に送り出しながら、事務所を動かし続けられたことに正直ホッとしている。大変だったことも、結局そうやって走り続けてきたことかもしれない。

北 なんか模範的回答だね。北條がいいかげん過ぎて困つたとか、面倒なことがかり押しつけられたとか、本音を言いたくない!(笑)

石 北條さんは、私がそんな風に小難しいことを言っているときに、いつも周りを和ませてくれたので、本当に助かった。自分と違うキャラクターの人と一緒に仕事をすると楽しさや有り難さを感じられたのも、とても良かった点かな。

北 そうだね。例えばひまわり公設の任期満了でそのまま定着したら見られなかった、色んな弁護士のやり方を間近で見られたのはとても勉強になったし、楽しかった。「じつくり」型の石川さんと「ざっくり」型の北條、全然キャラクターが違ったし、それ以外にも個性豊かな弁護士が集つて「動物園」みたいな事務所だったね。

石 草食系、肉食系、物

静かな人もいたから「動物園」かな(笑)北 これができなかった、これをやりたい、た、ということはある?

石 一番の設立目的である新人弁護士の育成・派遣はできたけど、それ以外のことで存在意義を発揮するところまで行かなかったことかな。できれば、色々な機関や団体とも連携して、それを他の弁護士にも広げていく活動までしたかった。

北 かなパブはこんな事件も手がけている、この手の事件なら得意な

ど、取り扱う事件の面でも特色を出せたらいいなと思つていただけ、そこまではいかなかったね。それでも、事務所の取組みとして若手弁護士支援を目的

とした交流会や他業種との交流は企画していたよね?

石 即時・早期独立の弁護士向け勉強会や、スクールソーシャルワーカー(SSW)との勉強会などはやった。北條さんも、税理士など他士業との勉強会を運営してくれたしね。

北 税理士などの勉強会では、税務の知識を得るだけでなく、仕事のつながりもできたし、とても有意義だったね。

石 勉強会から、更に連携まで発展させていき

たかったけど、力不足でできなかった。そこは是非、かなパブ第二期の弁護士に期待したいね。

北 かなパブも第一期が終わつて、これから黄金期が来るかもしれない



編集後記

やうやう白くなりゆく曙の東の空には、すでに「夏の」大三角が高く輝いている。新しい春、顔を上げて、ひとつ先の季節を眺めながら前に進む。この四月、当会新聞の名称も「神奈川県弁護士会新聞」に変わります。

デスク 大関 亮子
記者 古西 達夫
新倉 武
田丸 靖彦
吉田 明子
大崎 正穂
大崎 徹

「よこべん新聞」よ、ありがと。」「かなべん新聞」よ、よろしく。

編集委員会委員長
畑中 隆爾

委員長から一言

当新聞は、昭和62年6月に創刊され、数々の編集者、記者が歴史を繋ぐ中、当会とともに歩み、第338号にまで至りました。月4000部を発行し、各所に配布させていただいております。

会名変更に伴い、次号から名称が変わりますが、より一層、対外的な鏡、あるいは会員間の楔としての役割を果たせればよいと願っております。

税金がおトクで
今にゆとり

年金が増えて
老後にゆとり

日本弁護士国民年金基金
千100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階

03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

※地域によっては営業時間外は
つながりません。

いよ!石川さん、かな 石 いやー、もうお腹一
パブ復帰もありじゃな 杯です!(笑)